

## 商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正（新旧対照表）

平成29年7月

新	旧
<p>目次</p> <p>I (略)</p> <p>I-1 (略)</p> <p>I-1-1 (略)</p> <p>I-1-2 商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>主務省は、商品先物取引業者等の営業阻害等を防ぐ観点から、監督事務を効率的・効果的に行う必要がある。したがって、商品先物取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>更に、商品先物市場のグローバル化、ボーダーレス化に伴い多様化する商品先物取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。</p> <p>(5) <u>自主規制機関等との連携</u></p> <p>市場の実情に精通している自主規制機関としての認可を受けた日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）や商品取引所は、商品先物取引業者等に対し自主的に律していくことにより委託者等からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、主務省はこれらの者の<u>自主規制機能の発揮を促すとともに、商品先物取引業者等を監督する上で必要な情報交換を行い、商品先物取引業者等に対する信頼確保に向けた密接な連携を図る。</u></p>	<p>目次</p> <p>I (略)</p> <p>I-1 (略)</p> <p>I-1-1 (略)</p> <p>I-1-2 商品先物取引業者等の監督に当たっての基本的考え方 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 効率的・効果的な監督事務の確保</p> <p>主務省は、商品先物取引業者等の営業阻害等を防ぐ観点から、監督事務を効率的・効果的に行う必要がある。したがって、商品先物取引業者等に報告や資料提出等を求める場合には、監督上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等について常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性の向上を図るよう努めなければならない。</p> <p>更に、商品先物市場のグローバル化、ボーダーレス化に伴い多様化する商品先物取引業者等の業務に応じた監督事務を行うことに努める必要がある。</p> <p>また、市場の実情に精通している自主規制機関としての認可を受けた日本商品先物取引協会（以下「日商協」という。）や商品取引所は、商品先物取引業者等に対し自主的に律していくことにより委託者等からの信頼を確保させる自主規制機能を担っており、主務省はこれらの者と<u>監督上の連携を密接に行う必要がある。</u></p>

II	(略)
II-1	(略)
II-1-1 経営管理	
(1)～(3)	(略)
(4) 内部監査部門	
①～③	(略)
④	<u>内部監査部門は、日商協の「会員の内部管理責任者等に関する規則」を活用する等により内部管理責任者が適切に配置され、社内で内部管理体制の実効性が確保されていることを確認しているか。</u>
⑤	内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
⑥	内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。
(5)	(略)
II-1-2	(略)
II-1-3 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成	
(1)～(3)	(略)
(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定（ <u>同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。</u> ）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
(5)	(略)
II-4	(略)
II-4-1	(略)

II	(略)
II-1	(略)
II-1-1 経営管理	
(1)～(3)	(略)
(4) 内部監査部門	
①～③	(略)
④	(新設)
⑤	内部監査部門は、内部監査において把握・指摘した重要な事項を遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。
⑥	内部監査部門は、内部監査における指摘事項に関する被監査部門の改善状況を適切に管理し、その後の内部監査計画に反映しているか。
(5)	(略)
II-1-2	(略)
II-1-3 商品先物取引業を的確に遂行するに足りる人的構成	
(1)～(3)	(略)
(4)	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）の規定（ <u>同法第32条の2第7項の規定を除く。</u> ）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないこと。
(5)	(略)
II-4	(略)
II-4-1	(略)

## II-4-2 適合性の原則

(1)～(3) (略)

(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

イ 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するか否か(②参照)の総合的な判断を合理的に行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性等の把握に努めているか。

具体的には、商品先物取引業者は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、a 氏名、b 住所、c 生年月日、d 職業、e 収入、f 財産の状況、g 投資可能資金額、h 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、i 商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行っているか(法第2条第10項第1号ニの規定に基づいて行われる金地金等を対象とした現物取引(以下「取引所現物取引」という。))についてはgに関する情報収集を省略することができるものとする。)

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理しているか。例えば、顧客の勤務先の異動等や必要に応じた属性の見直しは行われているか。

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引(取引所現物取引を除く。以下(4)において同じ。)の性質を十分に理解した上で、損失(手数料等を含む。)を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなってい

## II-4-2 適合性の原則

(1)～(3) (略)

(4) 個人顧客との間の取引行為に係る考慮事項

① 勧誘に当たっての前提となる顧客の属性等の把握の方法

イ 適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘に該当するか否か(②参照)の総合的な判断を合理的に行うために、商品先物取引業者は、顧客に適合性の原則の趣旨を説明した上で、顧客の知識、経験、財産の状況及び商品取引契約を締結する目的に関する情報の提供を求め、顧客の属性等の把握に努めているか。

具体的には、商品先物取引業者は、取引を勧誘する顧客について、その申告に基づき、a 氏名、b 住所、c 生年月日、d 職業、e 収入、f 財産の状況、g 投資可能資金額、h 商品デリバティブ取引その他の投資経験の有無及びその程度、i 商品取引契約を締結する目的等について、情報収集を行っているか。

さらに、これらの情報を記載した顧客カードを作成し、その情報に変更があればその都度更新し、顧客情報を適切に管理しているか。例えば、顧客の勤務先の異動等や必要に応じた属性の見直しは行われているか。

ロ 「投資可能資金額」とは、顧客が、商品デリバティブ取引の性質を十分に理解した上で、損失(手数料等を含む。)を被っても生活に支障のない範囲で定める資金額であり、顧客の適合性を判断する上で重要な要素と考えられるところ、商品先物取引業者は、顧客に投資可能資金額の申告を求める際は、その意味を顧客が理解できるよう、特に、老後の生活の備えとして蓄えた財産まで投資することとなっていないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を説

ないか、商品デリバティブ取引の仕組み・リスク等を分かりやすく説明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか。

## ② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘であると考えられる（取引所現物取引においては f 及び g を除く。）。

a 未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

b 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

c 破産者で復権を得ない者に対する勧誘

d 商品デリバティブ取引及び取引所現物取引をするための借入れを勧めての勧誘

e 損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

f 取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘

明し、顧客が十分に理解しているかについて、適切に把握しているか。

顧客による投資可能資金額の自己申告の内容が、当該顧客の収入や資産等の属性に鑑みて過大でないことについて、書面等の形式的な審査を行うにとどまらず、当該自己申告の内容に実態との齟齬があるとの疑念が生じる場合には、例えば、管理部門等が当該自己申告の内容を当該顧客に対して確認し、その応答如何によっては、さらに、収入や資産の種類を質問したり、場合によってはその証明を求めるなど適切な方法による審査を行っているか。また、そのための社内規則が策定され、その遵守のために適正な管理体制が構築されているか。

## ② 具体例

イ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められる勧誘であると考えられる。

・未成年、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者に対する勧誘

・生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対する勧誘

・破産者で復権を得ない者に対する勧誘

・商品デリバティブ取引をするための借入れを勧めての勧誘

・損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する勧誘

・取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれのある取引を望まない者に対する、取引証拠金等の額を上回る損失が生ずるおそれがある取引の勧誘

・規則第 102 条の 2 第 3 号により行うことが可能とされている

g 規則第102条の2第3号により行うことが可能とされている  
勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘

ロ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘であると考えられる（取引所現物取引においてはc及びeを除く。）。

ただし、該当する項目があるからといって、直ちに適合性の原則に照らして、不相当と認められるものではなく、ハに記載する「業者内審査手続等」において、特に厳格に審査した上で、適合性の原則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合には、直ちに適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘にはならないと考えられる。具体的には、商品先物取引業者の側において、法第215条に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況、商品取引契約を締結する目的」のほか、①イに例示する生年月日（年齢）、収入（年収）等の顧客の属性等を総合的に勘案して、適合性の原則に照らして適当であることを合理的に判断し、以下に示す審査過程と判断根拠を具体的に記載した書面等にその記録を残すなどの対応が必要である。

a 給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者に対する勧誘

b 一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に

勧誘を受けて商品取引契約を締結した者（直近の3年以内に延べ90日間以上にわたり商品デリバティブ取引（損失限定取引を除く。）を行った者を除く。）に対する、契約締結後最初の取引を行う日から最低90日を経過する日までの期間において、取引証拠金等の額が投資上限額（規則第102条の2第3号ハ（2）に規定する投資上限額をいう。以下同じ。）の3分の1の額に達することとなる取引の勧誘

ロ 次に掲げる勧誘は、適合性の原則に照らして、不相当と認められるおそれのある勧誘であると考えられる。

ただし、該当する項目があるからといって、直ちに適合性の原則に照らして、不相当と認められるものではなく、ハに記載する「業者内審査手続等」において、特に厳格に審査した上で、適合性の原則に照らして適当と認められる勧誘であることを確認した場合には、直ちに適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘にはならないと考えられる。具体的には、商品先物取引業者の側において、法第215条に規定する「顧客の知識、経験、財産の状況、商品取引契約を締結する目的」のほか、①イに例示する生年月日（年齢）、収入（年収）等の顧客の属性等を総合的に勘案して、適合性の原則に照らして適当であることを合理的に判断し、以下に示す審査過程と判断根拠を具体的に記載した書面等にその記録を残すなどの対応が必要である。

・給与所得等の定期的所得以外の所得である年金、恩給、退職金、保険金等（以下「年金等」という。）により生計を立てている者に対する勧誘

・一定以上の収入（例えば、年間500万円以上）を有しない者に対する勧誘

に対する勧誘

c 投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行為を含む。）

d 高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧誘

e デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

ハ 業者内審査手続等

（略）

II-4-3

（略）

II-4-3-1~9

（略）

II-4-6 行政処分を行う際の留意点

日常の監督事務や、商品取引事故に係る報告等を通じて把握された課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第231条第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、商品先物取引業者等における自主的な改善状況を把握することとする。また、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護のため必要かつ適当であると認められるときには、法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等ときには、同条第2項の規定に基づく業務停止命令等の発出を含め、必要な対応を検討するものとする。

・投資可能資金額を超える損失を発生させる可能性の高い取引に係る勧誘（取引を継続することにより、投資可能資金額を超える損失が発生する可能性が高い場合に、当該取引の継続を勧める行為を含む。）

・高齢者（例えば、年齢75歳以上の者）に対する勧誘

・デリバティブ取引の経験がない者に対する勧誘

ハ 業者内審査手続等

（略）

II-4-3

（略）

II-4-3-1~9

（略）

II-4-6 行政処分を行う際の留意点

（新設）

II-4-6-1 検査結果等への対応

- (1) ①～③ (略)
- (2) (略)

(3) 商品先物取引業者等による自主的な報告への対応

商品先物取引業者等が、自ら法令違反等を発見し、これを自主的に主務省に報告した場合であって、当該報告の内容から、法令違反等の是正措置及び再発防止策が適切に講じられると判断される場合には、主務省は、引き続き任意のヒアリング及び書面による報告等により、是正措置等に関するフォローアップを行うことができることとする。

II-6 反社会的勢力による被害の防止

- (1) (略)
- (参考) 政府指針
- (a) (略)
- (b) 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成26年8月18日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

II-9 商品先物取引業者の許可

- (1)～(6) (略)

II-4-6-1 検査結果等への対応

- (1) ①～③ (略)
- (2) (略)

(新設)

II-6 反社会的勢力による被害の防止

- (1) (略)
- (参考) 政府指針
- (a) (略)
- (b) 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である(平成23年12月22日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照)。

II-9 商品先物取引業者の許可

- (1)～(6) (略)

(7) 許可審査の項目

①～⑥ (略)

⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。

イ. ～ロ. (略)

ニ. 暴対法の規定（同法第32条の3第7項及び第32条の11第1項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

ホ. (略)

(8) ～ (9) (略)

(7) 許可審査の項目

①～⑥ (略)

⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。

イ. ～ロ. (略)

ニ. 暴対法の規定（同法第32条の2第7項の規定を除く。）若しくはこれに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。

ホ. (略)

(8) ～ (9) (略)